容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量

省、告示第6号 蔵 省、 厚 生 大 平成 8 年 12 月 27 日 農林水産省、 通商産業省 省、 蔵 省、 厚 生 改正 平成 9 年 12 月 26 日 告示第8号 農林水産省、 通商産業省 省、 厚 生 省、 大 蔵 改正 平成 10 年 12 月 28 日 告示第5号 農林水産省、通商産業省 省、厚 省、 蔵 生 改正 平成 11 年 12 月 16 日 告示第 13 号 農林水産省、通商産業省 省、厚 蔵 生 省、 改正 平成 12 年 12 月 27 日 告示第 10号 農林水産省、 通商産業省 告示第 10 号 改正 平成 13 年 11 月 9 日 財務 平成 14 年 11 月 29 日農林水産省 環境省 改正 財務 平成 15 年 12 月 10 日農林水産 環境 改正

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

	1		
特定分別基準適合物	業	種	量(千キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法	規則別表第二右欄のイに打	この一の項の 引げる業種	292,295
律施行規則(平成七年大蔵省、 厚生省、農林水産省、通商産	規則別表第二 右欄の口に打	この一の項の 引げる業種	98,293
業省令第一号。以下「規則」 という。) 第四条第一号に規	規則別表第二右欄の八に打	この一の項の 引げる業種	155,011
定する分別基準適合物	規則別表第二右欄の二に打	この一の項の 引げる業種	8 , 1 7 0
	規則別表第二右欄のホに打	この一の項の 引げる業種	19,779
	右欄のへに打		7,299
│ 規則第四条第二号に規定する │ 分別規準適合物	右欄のイに打		3 2 , 4 5 0
	右欄の口に打		109,810
	右欄のハに打		27,223
	右欄の二に打		163,463
	右欄のホに打		4 6 9
	右欄のへに打		1,640
│ 規則第四条第三号に規定する │ 分別規準適合物	右欄のイに打		13,527
	規則別表第二	この三の項の	17,354

	右欄の口に掲げる業種	
	規則別表第二の三の項の 右欄のハに掲げる業種	85,528
	規則別表第二の三の項の 右欄の二に掲げる業種	2 , 4 2 4
	規則別表第二の三の項の 右欄のホに掲げる業種	2 , 2 9 0
	規則別表第二の三の項の 右欄のへに掲げる業種	2 5 8
規則第四条第四号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の四の項の 右欄のイに掲げる業種	266,570
	規則別表第二の四の項の 右欄の口に掲げる業種	21,972
	規則別表第二の四の項の 右欄のハに掲げる業種	14,553
	規則別表第二の四の項の 右欄の二に掲げる業種	37,909
	規則別表第二の四の項の 右欄のホに掲げる業種	28,109
	規則別表第二の四の項の 右欄のへに掲げる業種	24,985
	規則別表第二の四の項の 右欄のトに掲げる業種	85,988
	規則別表第二の四の項の 右欄のチに掲げる業種	2 2 1 , 4 9 9
規則第四条第五号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の五の項の 右欄のイに掲げる業種	1 1 , 5 3 0
	規則別表第二の五の項の 右欄の口に掲げる業種	3 0 1 , 2 3 3
	規則別表第二の五の項の 右欄のハに掲げる業種	1 3 , 4 5 7
規則第四条第六号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の六の項の 右欄のイに掲げる業種	475,275
	規則別表第二の六の項の 右欄の口に掲げる業種	23,907
	規則別表第二の六の項の 右欄のハに掲げる業種	5 , 3 8 9
	規則別表第二の六の項の 右欄の二に掲げる業種	42,768
	規則別表第二の六の項の 右欄のホに掲げる業種	2 3 , 1 1 2
	規則別表第二の六の項の 右欄のへに掲げる業種	49,564
	規則別表第二の六の項の 右欄のトに掲げる業種	273,199
	規則別表第二の六の項の 右欄のチに掲げる業種	104,435

(注)表中「量」は平成16年4月1日より適用されます。